

飯塚商工会議所 所報折込サービス実施要領

令和 7年 4月 1日

このサービスは、飯塚商工会議所会員企業の販路拡大及び発展に資する事を目的とするため、飯塚商工会議所会員以外の利用は認めない。但し、行政または公的団体はこの限りではない。

このサービスは、「飯塚商工会議所所報」に会員企業の販売促進等のための書類等を同封するものであり、同封する書類等の内容及び当該書類等について、または、作成責任を有する企業などに対して信用を供与するものではない。なお、下記事項を遵守するものとする。

- ・公序良俗に反しないこと。
- ・関係法規に違反しないこと。
- ・政治性、宗教性がないこと。
- ・虚偽、または誤認される恐れがないこと。
- ・他の会員、消費者への不当な不利益を与える恐れがないこと。
- ・その他、当該サービスの運用上不適当な事項がないこと。

「飯塚商工会議所所報」に同封を希望する場合、別添の申込書へ署名押印し必要事項を記入して同封希望月の前月10日迄に同封を希望する書類等及び、そのサンプルを添えて担当部署へ申込みをすること。また、書類等の内容については、前記に反する、あるいはその他の理由により不適当と認められる場合、本サービスを利用する事は出来ない。なお、同封実施予定月において、止むを得ない事情が生じた場合、当該実施月を繰り延べる事がある。

「飯塚商工会議所所報」に同封する書類等の内容に関する責任は、一切広告主に帰属するものとし、このサービスに関する手続き上のトラブルは双方誠意をもって対応することとする。また当該サービスにより生じた取引上のトラブル等について飯塚商工会議所は一切の責任を負わない。

「飯塚商工会議所所報」に同封する書類等は、原則としてチラシ及びパンフレットとする。チラシ等の基準サイズはA4とし、A3までを対象とする。B4・A3は半分に折った状態にすること。また、チラシ1枚の重量を20gまでとする。なお、料金はB5・A4・B4・A3までの全サイズ1枚25円×部数（1,600部(R7.4.1現在)随時確認のこと）×消費税とする。

「飯塚商工会議所所報」に同封する書類等は、各自で必要部数（1,600部(R7.4.1現在)随時確認のこと）を納品期限日と定める同封希望月の前月25日迄に飯塚商工会議所へ納品すること。もし納品期限日迄に納品が間に合わない場合はいかなる理由であっても同封は出来ない。なお、「飯塚商工会議所所報」発送後、残部が生じても返却は出来ない。

同封料金の支払については、「飯塚商工会議所所報」発送後、飯塚商工会議所から広告主へ請求書を郵送する。広告主は請求書の送達確認後10日以内に料金を支払うものとする。

広告主から同封申込のキャンセルの申出があった場合については、未納品の場合は期日を定めず無料とする。また、納品後、納品期限日迄のキャンセルも無料とする。但し、納品期限日の翌日以降のキャンセルについては、いかなる理由であっても規定の料金の20%を支払わなければならない。支払については、飯塚商工会議所から広告主へ請求書を郵送する。広告主は請求書の送達確認後10日以内に料金を支払うものとする。